

1. 件名：玄海原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する面談

2. 日時：令和6年2月5日（月） 15時30分～16時32分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、佐口上席安全審査官、谷主任安全審査官、鈴木安全審査専門職、山崎安全審査専門職、井清係員、松末技術参与

九州電力株式会社：テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部

執行役員 赤司副本部長 他9名

（このうち3名はテレビ会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 日本海南西部海域活断層の長期評価（第一版）の反映に係る対応方針について
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 宇久島北西部～中通島西方沖における海上音波探査結果【記録集】

時間	自動文字起こし結果
0:00:08	規制庁地震津波審査部門のスズキですそれではただいまから玄海原子力発電所、この日本海南西部の海域活断層の状況課題一般の反映に係る
0:00:20	対応方針についてということで、九州電力の方から本日付で資料を受け取ってますのでまずこの説明をしていただきたいと思います。
0:00:31	本件は標準応答スペクトルの審査会合の場を借りて、昨年10月ですね、
0:00:37	こちらからコメントをしてますけれども、
0:00:40	これは委員会の方で別途の場で会合を設けて確認をするということになってますので、それに先立って、本日出てきた資料を事実を確認するという面談になります。
0:00:54	では資料としては、本編とあとは音波探査記録の記録集ということで2点いただいておりますので、まず資料の方説明をお願いします。
0:01:05	はい。九州電力の村上です。本日はよろしく申し上げます。それでは資料に基づき説明をさせていただきます。
0:01:13	まず、
0:01:14	DSD001の方の説明でございますけれども、1ページをお願いします。
0:01:20	まず、これまでの経緯ということで、今回の説明に至った流れについて記載をさせていただきます。内容としましては、先日の面談資料と同様になりますけれども、
0:01:31	一つ目として、地震本部さんが、上記評価を公表した、公表した旨の概要、
0:01:37	二つ目に、昨年10月の審査会合にて、当社の見解を説明したことの概略。
0:01:43	三つ目に、本件に関する原子力規制委員会での議論、そして四つ目として今回当社の対応を説明する旨を記載させていただきます。
0:01:52	2ページ目をお願いします。
0:01:54	今回の資料の目次になります。
0:01:57	まず1ポツとして審査会合でのコメント及びコメントに対する当社の対応方針をお示した上で、2ポツから4ポツにて、その具体的な内容についてご説明をさせていただきます。
0:02:10	次に、5ポツ及び6ポツにて、当社の対応を踏まえた上での、既許可における地震動津波評価への影響についてご説明をいたします。
0:02:19	そして最後に7ポツとしてまとめさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	4 ページ目をお願いします。
0:02:26	こちらに、昨年の審査会合におけるコメント及び当社の対応について整理をしております。
0:02:32	まず一つ目、オノシマ見解断層体と警護断層体の連動の取り扱いに関するコメントについてですが、当社としましては、オノシマ金海断層体及び警護断層体の連動を、
0:02:44	地震の震源、津波の波源として考慮する。
0:02:47	ということとして考えてございます。
0:02:49	次に二つ目、第1ゴトウ断層体の中部区間についての評価に関するコメントについてですが、
0:02:55	こちら当社としましては、第1ゴトウ断層体として、下、活断層評価として第1ゴトウ断層体を考慮するということで考えてございます。
0:03:05	最後に三つ目、第1ゴトウ断層体とツシマ南西。
0:03:09	大きい断層群の連動に関する連動の取り扱いに関するコメントについてですが、
0:03:15	こちら当社としましては、第1号藤断層体とツシマ南西沖断層群の連動を、
0:03:21	地震の震源、津波の波源として考慮するということで考えてございます。
0:03:26	また、これらの対応につきましては、設置変更許可申請を行うべく、現在前、準備を進めておりますので、準備が整い次第、申請を行いたいというふうに考えてございます。
0:03:38	6 ページをお願いします。
0:03:41	コメントへの当社の対応方針については、先ほどご説明した通りですが、これからコメントへの当社の対応について、一つずつ具体的に説明をさせていただきます。
0:03:52	まず一つ目のコメントですが、オノシマ金海断層タイト警護断層体の連動についてご説明をいたします。
0:03:59	7 ページをお願いいたします。
0:04:02	こちらに、二つの断層体に関する地震本部及び当社の既許可における評価を記載しております。
0:04:08	まず地震本部におきましては、二つの断層体について、別の断層体と評価がされてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:14	当社の企画評価におきましては、当該地に分布する断層につきまして、域北東部の断層群と警固断層体を評価しておりますけれども、当社もこの二つの断層体については別の断層体であると。
0:04:28	いう評価をしてございます。
0:04:29	ただし、地震本部では、これら二つの断層体は、建設していることと、建設していることから、一連の活断層体である可能性を否定できないと。
0:04:39	旨の記載がされております。
0:04:42	8 ページをお願いします。
0:04:45	こちらに連動に対する当社の対応を記載しておりますが、
0:04:50	7 ページに記載の通り、地震本部では、二つの断層体が一連の活断層体である可能性を否定できないと。
0:04:58	されていることを踏まえまして、
0:04:59	震源及び波源としては、アンゼンガワニ両断層体を合わせた断層長さを評価する。
0:05:06	いうことで考えております。
0:05:08	なお、震源及び波源の設定につきましては、断層長さが長くなるよう保守的な設定とすることとし、結局評価における域北東部の断層群と警固断層と合わせた、
0:05:20	断層長さ約 114 キロとして評価をいたします。
0:05:24	9 ページをお願いします。
0:05:27	こっから二つ目のコメントである、第 1 ゴトウ田井断層体の評価についてご説明をいたします。
0:05:33	10 ページをお願いします。
0:05:36	こちらに第 1 ゴトウ断層体に関する地震本部の評価について記載をしております。
0:05:42	内容としましては、昨年 10 月の審査会合と同じになりますので、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、地震本部では、当社を含む三つの機関における評価を踏まえ、
0:05:54	第 1 号棟断層体というものが評価されてございます。
0:05:58	11 ページをお願いします。
0:06:00	こっから当社の評価についてご説明をさせていただきます。まず、当社の強化評価と地震本部の評価との差異についてこちらに示しております。
0:06:10	結局評価では、第 1 ゴトウ田井断層体の北部区間 1 で、宇久島北西沖断層群を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:17	南部区間の位置で、仲通り比留間西方沖断層群のうち、フジイW4を認定しておりますけれども、
0:06:24	中部区間がある位置では、連続性のある断層は認められないというふうに評価をしております、この点に差異があるというふうに認識してございます。
0:06:33	12ページをお願いします。
0:06:36	第1ゴトウ断層大の北部区間付近に位置するフジイW2-A南端についてですけれども、他機関の音波探査記録では、B4の3層より上位に、
0:06:48	変位変形がないことから、伏在断層としており、その延長部の当社の音波探査記録、No.19測線ですけれども、こちらで当該断層は、
0:06:59	認められませんので、フジイWニワ中部区間まで連続しないというふうな評価をしております。
0:07:06	13ページをお願いします。
0:07:09	次に、第1ゴトウ断層体の中部区間における評価ですけれども、
0:07:14	当社の音波探査記録No.20No.21において、断層は確認されますけれども、両断層は、構造が異なるということから、連続性のない断層というふうな評価をしております。
0:07:28	14ページをお願いします。
0:07:31	第1ゴトウ断層体の内部管理対応する当社の音波探査記録、ナンバー2223において、断層が確認されますが、これらは、断層が、
0:07:41	有する構造から、連続性のある断層、フジイW4と評価をしております。
0:07:47	当該断層につきましては、当社の音波探査記録No.21において、当該断層の延長部で断層が確認されないこと。
0:07:56	また、当社の音波探査記録同様のNo.21で確認される断層は、AフジイW4と、
0:08:04	あとは、構造が異なるということから、フジイW4は、中部区間まで連続しないものというふうな評価をしております
0:08:13	15ページをお願いします。
0:08:17	これまでご説明した通り、中部区間について、データ、解釈を整理した結果、既許可評価と、地震本部の評価では、
0:08:26	差異が認められます。
0:08:28	一方で、地震本部では、当社の評価、既許可の評価を踏まえた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:35	評価が行われていること、また、当該会計については、敷地から 100 キロメートル以遠の位置であり、当社独自の探査測線の間隔も広いことから、
0:08:47	安全側の視点に立ち、
0:08:49	活断層評価として、第 1 ゴトウ体断層体を考慮するということ。
0:08:54	考えてございます。
0:08:56	なお、地震本部の評価を踏まえて、活断層評価を見直す、第 1 ゴトウ田井断層体につきましては、単独の断層として、基準地震動及び基準津波への影響か。
0:09:07	確認を行った結果、影響がないということを確認してございます。
0:09:12	16 ページをお願いします。
0:09:15	ここから三つ目のコメントであります、第 1 ゴトウ田井断層体とツシマ南西沖断層群の連動についてご説明をいたします。
0:09:24	17 ページをお願いします。
0:09:28	こちらに、二つの断層体に関する、地震本部及び当社の既許可における評価を記載しております。
0:09:35	地震本部では、第 1 ゴトウ田井断層体と当社評価における、ツシマ南西沖断層群に相当するツシマ南方沖断層、
0:09:44	こちらについてそれぞれ別の断層体として評価されており、両断層体の連動についての言及はございません。
0:09:51	強化評価では、活断層評価としては、
0:09:55	宇久島北西沖断層群と、ツシマ南西沖断層群の間には、基盤の高まりが、
0:10:01	認められると。
0:10:03	あること。
0:10:04	両断層群の乙の方向が異なる。
0:10:08	また、その離隔距離が 20 キロ以上あるといったことから、両断層群については、それぞれ別の断層群として評価をしてございます。
0:10:17	ただし、震源及び波源としては、
0:10:22	安全側に、両断層を合わせた断層長さ約 89 キロを評価してございました。
0:10:28	18 ページをお願いします。
0:10:31	こちらに連動に対する当社の対応を記載してございます。
0:10:35	既許可評価の際に、震源及び波源として、ツシマ南西沖断層群と、
0:10:42	宇久島北西沖断層群を合わせた断層長さを評価していたこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:47	今回、活断層評価として、第1ゴトウ田井断層体を考慮すると、
0:10:52	いうことにしたことを踏まえまして、す。
0:10:56	震源及び波源としましては、安全側に、第1ゴトウ田井断層体とツシマな清沖断層群を合わせた断層長さ約133キロを評価すると。
0:11:07	ことにしたいと考えてございます。
0:11:10	19ページをお願いします。
0:11:13	これまで昨年の審査会合でのコメントに対する当社の対応をご説明させていただきましたが、ここから当社の対応、評価の見直しを踏まえた上での、
0:11:23	既許可の地震動津波評価への影響についてご説明をさせていただきます。
0:11:29	まずは地震動評価への対影響についてご説明いたします。20ページをお願いします。
0:11:35	こちらに地震動評価への影響確認の流れについて示しております。
0:11:41	内容としましては、昨年10月の審査会合でお示しました影響確認フローと、評価内容は同様になりますので、
0:11:49	詳細な説明は割愛させていただきますが、
0:11:53	今回新たに考慮することとした二つの連動ケースを、
0:11:57	影響確認が必要な活断層による地震として設定した上で、
0:12:01	この中、
0:12:03	記載の流れで、影響確認を行っております。
0:12:06	21ページをお願いします。
0:12:09	まず敷地に大きな影響を与える地震を抽出してM Δ による検討を行っております。検討の結果、二つの連動のケースにつきましては、
0:12:20	いずれも敷地において震度5弱程度以上の揺れが推定されることから、敷地に与える影響が大きい地震として抽出をさせていただきます。
0:12:30	22ページをお願いします。
0:12:33	こちらに、既許可評価における検討用地震の選定結果について示しております。
0:12:39	二つの連動ケースにつきましては、既評価の検討用地震である武木場及び上間南断層での代表可否を確認し、
0:12:47	代表できないと判断した場合には、検討用地震に追加することとしております。
0:12:53	23ページをお願いします。
0:12:56	こちらに野良による応答スペクトルの比較結果を示しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:01	まず、オノシマ金海断層体と警護断層体の連動による地震は、
0:13:06	短周期で城谷南断層を上回り、一部の周期体で、竹木場断層を上回る結果となっております。
0:13:14	従いまして、俺、
0:13:16	こちらの連動ケースについては、許可の検討地震では、代表できないという判断をしまして、検討用地震に追加して、詳細な地震動評価を実施し、
0:13:27	基準地震動への影響を確認すると。
0:13:30	としております。
0:13:31	その結果につきましては、次ページ以降にてご説明をいたします。
0:13:36	一方、ツシマ永瀬沖断層群と、第1ゴトウ田井断層体の連動による地震は、
0:13:42	全周期体で、竹木場及びドイがミナミ断層を下回ることから、
0:13:48	検討用地震は、竹木場城大山断層で代表可能であり、既許可の地震動評価に影響がないことを確認してございます。
0:13:57	24 ページ、お願いします。
0:14:00	ここからオノシマ限界断層体と警護断層体の連動ケースについて、詳細な地震動評価によって、
0:14:08	基準地震動への影響を確認した結果を示してございます
0:14:12	評価としましては、応答スペクトルに基づく地震動評価。
0:14:16	及び、断層モデルを用いた手法による地震動評価を実施し、既許可の敷地ごとに震源を特定して策定する基準地震動と比較をしております。
0:14:26	検討ケースとしましては、基本的なケースに加え、
0:14:30	断層傾斜角の不確かさ、応力降下量の不確かさ及び改善は速度の不確かさを考慮したケースについて検討してございます。
0:14:39	25 ページをお願いします。
0:14:42	こちらに、基本的なケース及び不確かさを考慮したケースの震源モデルを示しております。
0:14:47	次ページ以降に、町震度予測レシピの長大な横ずれ断層に関するパラメータの設定手順により設定した、各ケースの断層パラメータを示しております。
0:14:59	26 ページをお願いします。
0:15:02	26 ページに、基本的なケース及び、断層傾斜角の不確かさを考慮したケースの震源モデルの断層パラメータを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:10	27 ページに、応力降下量の不確かさ及び破壊伝播速度の不確かさを考慮したケースの震源モデルの断層パラメータを示しております。
0:15:20	28 ページをお願いします。
0:15:24	28 ページから 31 ページに、止血ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動Ss1 から 3 の応答スペクトルと、
0:15:34	オノシマ限界断層タイト警護断層での連動による地震動の評価、比較を示しております。
0:15:41	このシマ見解断層体と敬語断層体の連動による地震につきましては、基本ケース、不確かさを考慮したケース。
0:15:49	いずれの応答スペクトルも、基準地震動Ss1 の応答スペクトルを下回ることから、既許可の基準地震動への影響はないということを確認してございます。
0:16:03	32 ページをお願いします。
0:16:06	地震動評価への影響を確認する、影響確認に関するまとめになります。
0:16:12	今回、二つの連動ケースについて、既許可時の内陸地殻内地震における評価フローに基づき、基準地震動への影響確認を行いました。
0:16:22	まず、オノシマ金海断層体と 5 断層体の連動による地震につきましては、
0:16:28	検討用地震である竹木場ソヤのミナミ断層とノダの音スペクトルを比較すると、
0:16:33	短周期で、城野南断層を上回り、一部の周期体で、竹木場断層を上回ることから、検討用地震に追加し、詳細な地震動評価を実施しております。
0:16:44	詳細な地震動評価を実施した結果、
0:16:48	基準地震動Ss1 の応答スペクトルを下回ることから、基準地震動への影響はないということを確認してございます。
0:16:56	次に、ツシマ長瀬沖断層群と、第 1 号トランスゴトウ大断層体の連動による地震についてですが、
0:17:04	検討用地震である竹木場断層、
0:17:06	及びtheミナミ断層と、ノダの応答スペクトルを比較したところ、全周期体で、竹木場、城野南断層を下回ることから、
0:17:17	こちらも基準地震動に影響がないということを確認してございます。
0:17:22	34 ページをお願いします。次に、津波評価への影響についてご説明をいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:29	35 ページお願いします。
0:17:32	こちらに津波評価への影響確認の流れについて示しております。
0:17:36	内容としましては、
0:17:39	昨年 10 月の審査会合で、こちらもお示したフローと評価内容同様になりますので、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、
0:17:48	地震動
0:17:49	評価への影響確認と同じく、今回新たに考慮することとした二つの連動ケース。
0:17:55	影響確認が必要な津波波源として設定した上で、こちらのフロー、
0:18:02	に示す流れで、影響確認を行っております。
0:18:05	36 ページ、お願いします。
0:18:09	駅高架評価では、簡易予測式による検討から、発電所に及ぼす影響が大きいと考えられる津波波源を抽出することと、
0:18:17	してございまして、
0:18:19	推定津波高が 1.0 メートル以上となる地震を、シミュレーションによる津波評価の検討対象としております
0:18:27	今回、卸の近海断層体と警護断層体の連動、及びツシマ南西沖断層群と、第 1 号藤田井断層体の連動による津波については、
0:18:37	いずれも水で津波高が 1 メートル以上となることから、数値シミュレーションによる検討を行っております。
0:18:44	37 ページをお願いします。
0:18:47	こちらに数値シミュレーションの結果を示しております。
0:18:51	数値シミュレーションによる検討にあたりましては、既許可と同様に、不確かさを考慮したパラメータスタディを実施しております。
0:18:59	シミュレーションによる津波計算の結果、
0:19:03	ツシマ永瀬沖断層群と、第 1 ゴトウ田井断層体の連動による津波は、
0:19:08	水位上昇側で、5.45 メートル、水位下降側でマイナス 1.6 名、六、七メートルとなり、上昇側下降側ともに、既許可の基準津波、
0:19:19	炉水変動を上回るということを確認しております。
0:19:24	38 ページ、お願いします。
0:19:27	こちらに朔望平均潮位を考慮した際の上昇側下降側の推移を示しております。
0:19:33	まず、上昇側についてですけれども、取水ピット前面位置での最高水位が、TP6.37 メートルとなり、
0:19:41	敷地中、11 メートルに対して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:44	尤度があるということを確認しております。
0:19:47	次に加古川ですけれども、取水口位置での最低水位は、TPマイナス2.65メートルとなり、こちらは、取水口の飲み口レベルに対して、
0:19:58	裕度があるということを確認しております。
0:20:02	39 ページをお願いします。
0:20:05	こちらに、主水路の水理特性を考慮した水位変動上昇側について示しております。
0:20:12	取水炉からの津波の流入を検討した結果、評価水位は、
0:20:17	TP5.60メートルとなり、取水ピット、
0:20:21	の水ピットへの天端高さ、11メートルに対して裕度があるということをごちらも確認しております。
0:20:28	40 ページをお願いします。
0:20:32	こちらに生理特性を考慮した水位変動のうち、下降側について示しております。
0:20:38	取水炉からの津波の流入を検討した結果、評価水位は、TP-30083メートルとなり、
0:20:46	海水ポンプの取水可能取水可能水位に対して、
0:20:50	裕度があるということをごちらも確認してございます
0:20:54	41 ページをお願いします。
0:20:56	津波評価への影響確認に関するまとめになります。
0:21:02	二つの連動ケースにつきまして既許可時の甲斐活断層による地殻内地震に伴う評価フローに基づき影響確認を行っております。
0:21:11	二つのエンドウにつきましては、簡易予測式による津波高が1.0メートル以上となることから、数値シミュレーションによる津波計算を行った結果、
0:21:22	ツシマ永瀬沖断層群と、第1ゴトウ田井断層体の連動による津波の水位変動量は、
0:21:28	上昇側及び下降側ともに、許可の基準津波のせい変動量を上回ると、
0:21:34	ということを確認いたしました。
0:21:36	一方で朔望平均潮位を考慮した場合の、
0:21:41	連動ケースによる津波につきましては、取水ピット前面地での最高水位は、敷地高さに対して、
0:21:48	取水口位置での最低水位は、
0:21:50	取水口の飲み口レベルに対して、というのがあつたということを確認しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:55	また、取水設備の水理特性を考慮した水位につきましても、上昇側及び下降側のいずれも評価基準に対して裕度があると。
0:22:03	いうことを確認してございます。
0:22:06	44
0:22:08	ページをお願いします。
0:22:12	こちらが本資料のまとめになります。
0:22:16	昨年の審査会合でのコメントを踏まえた地震本部の反映に係る対応について、これまでの説明の繰り返しになりますが、
0:22:24	コメントと、
0:22:25	弊社の対応という形で整理をしてございます。
0:22:30	金。
0:22:32	甲斐の検討したけ。
0:22:34	地震本部を踏まえた検討を行った結果、基準津波を上回るという結果になってございますので、今後、
0:22:42	これらの対応を踏まえた設置変更許可申請を行いたいというふうに考えてございます。
0:22:49	最後に 46 ページ、お願いします。こちらに参考としまして、第 1 ゴトウ田井断層体を対象とした場合の地震動津波評価について示してございます
0:22:59	詳細な説明は割愛させていただきますが、いずれも基準地震動及び基準津波への影響がないことを確認しております。
0:23:07	説明は以上となりますけれども、別冊で海上音波探査記録の記録集作成しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。
0:23:16	説明は以上です。
0:23:20	規制庁地震津波審査部門の鈴木です。説明ありがとうございます。
0:23:26	一応、結論としては、どこだったかな。
0:23:33	まとめだ。
0:23:35	違うか。
0:23:37	基準。
0:23:39	基準津波、今回ちょっと出てきてるのは基準津波ってよりも基準津波の入力でもないのかな、基準津波の時の
0:23:47	敷地前面の津波高さとかそういう結果ですけれども、
0:23:51	結論としては一応原子炉設置変更許可、
0:23:55	申請を予定していますと。
0:23:59	いうこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	上で、ちょっとそこは結論ではあるんですけども、ちょっと1個1個、
0:24:09	コメント三つあるので、一つ一つということで、まずは家を断層と、
0:24:17	長期評価でいう地震本部卸近海断層体ですかね、当時、御社でいう域北東部の断層で、
0:24:25	一応こちらは7ページ、これは、
0:24:30	周知としては七、八ページを見ると、ここの警護断層タイト域をほとんど断層群の個々の活断層評価というか活断層の端部だったり、
0:24:42	フレーズは、これは許可から変えないけれども、
0:24:46	連動はさせますという理解でいいですかね。
0:24:52	はい。九州電力の村上です。ご認識の通りでございます。
0:24:58	はい。そうした時に警護断層体得に復呉、
0:25:04	福岡県西方沖地震の余震分布域の扱いだとか、
0:25:08	微妙に、多分地震本部の方って卸近海断層体と敬語断層体、それぞれ評価した年度が違うので、微妙にこう、
0:25:19	8ページで見てもオーバーラップというか平行するような形で、多分現状まだ、
0:25:23	これ全体まとめたの評価ってしてないんだと思うんですよね。
0:25:27	東井筒井自社ど、池北東部と警護断層を連動させるという考えで、
0:25:37	この辺の心をもう少し詳しく教えていただきたいんですけど前のページ7ページかな。
0:25:44	確かに長期評価を見る等、真木卸金海断層だけを断層だと近接しており一連の活断層体である可能性を、
0:25:54	否定できないと。
0:25:56	その後段のトレースの位置等から今後の調査研究によっては、これだから、卸近海断層体の東方沖区間と北西沖区間が、
0:26:06	負け5断層体を構成する区間なんでマーケ5断層田井側に吸収されるかもしれませんね。
0:26:12	言っていて、
0:26:14	一応、この主旨っていうところはこの文字から察するしかないんですけど、一応ここは、
0:26:21	警護断層たい側から見てだんだん西に延びて一つの断層っていうことだとすると、
0:26:29	一応、
0:26:32	この文言からどういう連動のさせ方って意味で今のこの
0:26:35	8ページの形に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:37	されてるんでしょかね。ちょっとこれ、連動のさせ方っていういろいろあるとは思んですけど、
0:26:57	九州電力の徳永です。
0:27:01	今回警護断層体と意見弊社でいきますとこの仁木北東部の断層群との連動を考慮する際に、
0:27:10	基本的にはその連動のモデルを設定するにあたっては、地震本部が設定している単点をベースに、モデルを組んでますんで、
0:27:21	まずせね南東側、一番陸側の方ですね、こちらの方につきましては、当社は地震本部が設定しています警護断層からさらに 10 キロ程度伸ばしたあの子、
0:27:34	国土地理院の断層の端点を採用してますので基本的にその断定を伸ばし、そこからスタートしまして、
0:27:43	地震本部がちょうど北西部で福岡県西方沖の断層分布のところに、モデルを設定しているところがありますのでそこに接続するような形で断層の端点を接続しております。
0:27:56	で、さらにその北東北西側につきましては当社の駅北東部の断層群が、オノシマ金海断層よりもさらに、永井市に設定してますのでその北西の一番長くなるところ、
0:28:09	今回断層の長さの単点当社モデルとして設定して、
0:28:13	不落
0:28:15	Aを大きく 3 枚のモデルを設定してモデルを組んでございます
0:28:21	で、先ほど鈴木さんからちょっと活断層評価としてどうするのかというお話はちょっとまだちょっと社内の中でもんぱん
0:28:32	この断層 114 キロの断層長さを考慮するということはもう決めているんですけども、活断層評価として、地震本部が言う通りこの壱岐北東部断層群まで含めてもう一つ桶 5 断層と、我々として呼んでしまおうかという話。
0:28:47	もあたりですね、また、もしくはそのオノシマ金海断層を、とけ後だ域北東部の断層を卸の金海断層に変えるという案もちょっと、ちょっと社内中で少し、
0:28:59	そこら辺のミリとした断層の定義をどうするかっていうのもちょっと議論をちょっとしている最中でもありますので、我々既許可の評価としては警護断層と断層性状を見ながら、警護断層とユキ北東部の断層という野瀬

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	令和しているものを最終的にちょっとこの辺の扱いをどうするかっていうのをもう少し詰めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。
0:29:24	成長すべきです。そのあたりはあれですか。なので、ちょっとまだいつ申請をするのかというのは、最後聞こうかと思う。確認しようかと思えますけど。
0:29:35	その辺は何でまずテンロク上どういう断層の評価にするかって結論は、
0:29:40	連動させる、連動させるというのは次から始まり取りますっていうことだけれども、ちょっとその内訳というところは少しまだ検討中ということですかねはい。
0:29:49	一応、25 ページこれもまた申請されてからか細かくは見る必要もちろんあるんですけど、
0:29:58	一応断層モデルの図を見る限り一応、
0:30:04	なんていうか半島とカシマとの位置関係を見る限り、一応 8 ページで言うところの、
0:30:12	それぞれ多分推本のトレースも若干、御社ともう少し違うじゃないですか。
0:30:19	そうした時に一応断層としては、これらある程度領域がある中で、ある程度敷地に寄せた側のところで、先ほど何か三つにかくかくかくと、何か区分しますと言っていましたけど、
0:30:31	中でA敷地に寄せた側のところ震源っていうのは取ろうと。
0:30:37	してる。
0:30:38	と一応理解はしてるんですけど、一応 25 ページの、
0:30:41	線を見る限りですね。
0:30:44	断層トレースの中で割と敷地側の方に、この強化引いてる。
0:30:49	ですかねその辺はちょっとまだ、
0:30:51	ど申請できてから細かくは見ようと思えますけど、
0:30:56	はい。いずれにしてもこの警固断層の方は少し、御社の既許可の警護断層と吉岐北東部の断層群、ここには一応それを踏襲した上で全体としては、
0:31:08	端から端までの連動で考慮する予定ですよ。はい。
0:31:13	警護断層このあたりは特によろしいですか。よければ、
0:31:18	この第 1 ゴトウ体の方。
0:31:22	次第 1 ゴトウ対 10 ページからですね。はい。
0:31:27	今回一応北部区間に相当する、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:33	ところ後は南部区間に相当するところも含めて、
0:31:37	けど、特に、何ページだ、13 ページですかね、今回その
0:31:43	測線、自社の測線No.20 と 21、
0:31:47	これも個別個別に見ると、この辺りに断層、
0:31:54	は、
0:31:55	認め、
0:31:57	られると、ただしこれを
0:32:00	20 の測線のを 21 につなげたり、さらにそれを下のフジイ 4 とか 3
0:32:08	とかですかね、キタノフジイ II と、
0:32:08	こういうようなところと連続するという形で見ると、そうは見ては
0:32:15	今 1000 でしたところでも、
0:32:15	特にこの部分は、許可の時の時点の、
0:32:19	御社の評価、
0:32:21	からはこの個別のその断層の認定というか、点での断層の認定そこは
0:32:31	変わってないんですよ。
0:32:31	はい。九州電力の村上です。今
0:32:34	お話ありました、ナンバー22、21、
0:32:37	それ以外も、今回の資料にお示してる活断層評価というところにつきま
0:32:45	しては、
0:32:45	再稼働の際から、我々の評価と自体が変わってるというものではござい
0:32:55	ません。すいません、このソックス点の活断層評価とか活断層の認定
0:33:03	というか、
0:33:03	断層の認定ですかね、そこは変わってないところですね。はい。教授の
0:33:10	村井です。ご認識の通りで変わっておりません。
0:33:17	とは言いつつということで地震本部 2022 を改めて見てということで、
0:33:25	結論はこれ一、15 ページでいうと第 1 ゴトウ田井断層体。
0:33:32	を考慮しますということ
0:33:41	ただこれ第 1 ゴトウ田井断層体の北部区間の北の端と、
0:33:48	これ一皆、南部区間の南の走って一応
0:33:55	若干違うんですよね何も。
0:34:02	南部区間は、多分中通シマ西方沖断層群の藤井さんから 14 ページ
0:34:09	の、これよりは、
0:34:16	若干南西側に伸び、
0:34:23	ていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	一方で北川の方はフジ湾の方が若干長いのかな。最終的には連動させるんであんまり関係ないんですけど、
0:33:56	ちょっとこの辺りは、これ第1ゴトウ田井断層体にすると置き換える。
0:34:02	ということですかね。
0:34:06	はい。九州電力の村上です。
0:34:08	こちらの海域に分布する断層につきましては今お話ありました通り、地震本部の評価と、我々がもともと評価してるクシダアオキ、中通島で、
0:34:20	北部南部については、同じような位置にはある。
0:34:25	ものの、端部の評価等々ですね、一部違う違う方、断層も評価しているということでございますので、先ほどの西方、
0:34:34	福岡県西方海域にか分布する和気広域北東部と同様に、こちらの活断層評価としての分布をどうするかというところにつきましては、
0:34:44	まだちょっと議論の余地があるんだろうというふうに我々思っておりますので、申請、
0:34:50	その段階でこちらに書いて分布する活断層評価をどうするのかっていうところは、きちっとお示しをさせていただきたいというふうに考えております。
0:35:03	閉庁スズキですそうするとこちらにも最終的にさらにキタノを移し御社でいう、
0:35:10	対馬南西沖断層群、
0:35:13	と連動して、地震動評価津波評価上考慮するので、
0:35:19	一番最後の行、地震動津波のゴールとしては、
0:35:23	連動させますと、なんで長さが全部で133キロっていうところは、
0:35:28	見てるけど、
0:35:29	ここのその断層として、
0:35:31	第1ゴトウ大断層体っていう形で端から、端部分を含めてですね、正確にどこまで設定するのかというのは、
0:35:39	第1ゴトウ田井断層体を考慮しますと、
0:35:44	中部区間のところも含めて断層を一本引きますよというところは決めたけれども、社としては、
0:35:49	決めたけれども、もうちょっと活断層評価上どう細かく表現するかはまだ、
0:35:54	検討中というそういう状態ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:00	はい。で、同じ 15 ページ、考慮する理由ということで一つは地震本部 2022、けっきょく二つの文科省のプロジェクト途上御社の評価が行われていて、
0:36:16	確かにそれについて、
0:36:18	それ以上何か深掘りしてどれを採用するどれを採用しないっていうのは深い、
0:36:24	検討はできないとしつつも一応見 3 点は考慮されてますと。
0:36:29	もう一つが当該海域については敷地から 100 キロNh 当社の音波探査測線の間隔も広いと言ってるのは、
0:36:38	これは、
0:36:40	藤なんですかね他の海域で御社がやってるものより広いと言っているんですか。
0:36:49	それとももともとこの辺りわあ、測線間隔、
0:36:53	木、
0:36:53	他研究機関のことも含めてですけど、
0:36:56	もともとそこまで密じゃない領域で、じゃあ、自社がそれを
0:37:01	警護断層のあたりとか、かなり三つですよね。そういうようなところにするぐらい、自社で感覚を被アノ密にしているそこまで密にしてるわけでもないっていう話なのか。
0:37:11	ちょっとこの辺、間隔が広いと。
0:37:14	いうところをちょっともうちょっと具体的に教えてもらっていいですか。
0:37:19	はい。九州電力の村上です。
0:37:21	こちらの 15 ページで測線間隔ヒライツチャ広井と、
0:37:26	ということで記載を捨てる趣旨としましては、当社のが行っている音波探査測線の間隔が他の海域と比べて広がっているということで記載をしております。
0:37:39	当然、前面海域、30 キロ以内ですと、持つ 2.5 キロメートル格子でやっていたり、西方沖の方でいきますと、地震があったということも、
0:37:50	あるんですけども、
0:37:53	大体 5 キロぐらいの間隔で測線を配置しているんですけどもこちらの
0:37:59	ゴトウの西方会議のところ、特にこの中部区間、
0:38:04	の五つあたりにつきましては、大体 10 キロ程度測線の間隔があいいますので、そういったことも含めて、他の海域と比較してやはりここは若干測線の間隔が、
0:38:16	広いなっているということで、考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	規制庁の名倉です。それは 11 ページで言うところの左側の図でいくと、
0:38:33	推本の中部区間と、
0:38:35	南部区間、
0:38:37	このさあとということなので、
0:38:41	何か書き方が 100 キロを超える範囲は、
0:38:45	という書き方よりもこの
0:38:48	北部と南部に対してチューブが倍ぐらい間隔が広がって、ということがちゃんとわかるようにした方が、説明としては、理解しやすいんじゃないかな。
0:39:00	ここらへんをちょっとね見て、多分そういうこと言ってんだけど、100 キロを超える超えないとかっていう話とはちょっと違うんじゃないかなってふと思いましたけどね。
0:39:10	そこはちょっとよく考えていただきたいなと思う。
0:39:33	九州電力のムラカミ、
0:39:35	です。はい。今ご指摘いただいた
0:39:39	ところは
0:39:41	踏まえまして、ちょっともうちょっと正確性というか、我々がお伝えしたいことがきちっと伝わるような趣旨。
0:39:47	に記載を見直しをさせていただきたいと思います。
0:39:51	以上です。
0:39:56	はい。規制庁鈴木です。いずれにしてもこの部分何か今からね、
0:40:02	さらに密に何か音波探査記録とって云々っていうことではなくて、もうここは津波評価上、地震動評価上、
0:40:10	ここは考慮しましょうと。
0:40:12	いうことだという、その結論のところはですね。はい。
0:40:16	理解しました。はい。その上で、次がもう 1 点今度第 1 ゴトウ田井断層体とツシマ南西沖断層群との連動ということで、
0:40:28	一応ここはもう当時、許可でいうと宇久島北西沖断層群ですかね。
0:40:34	一応この部分が一、ある程度距離は 29 ぐらいは離れているけれども、一応走向と断層の一部の落ちが類似してるんで、
0:40:46	ここは連動評価上ですかね、地震動津波評価上の連動は考慮してましたと。
0:40:53	今回福島を形成沖断層群が言ってみれば南側に延びますということなんで、ここは連動については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	このツシマなセキ断層群と、言い換えれば第1ゴトウ田井断層体の北部区間の間の部分ですかね。
0:41:12	この連動は考慮して都合前厄作33キロと。
0:41:18	はい。
0:41:22	終わりました。
0:41:25	こちらもう、今度はそうするとこれが津波評価にはねてくるってのはこの後確認するんですけど、
0:41:33	こっちもう、長期評価のところで言うと多分断層の傾斜とか滑る方向とか、微妙に、
0:41:41	パラメーターという一応評価はしてるんですカネコツシマ永瀬沖断層とか第1ゴトウ隊の
0:41:46	この辺の差異みたいなものはこれはちょっとまず、いずれにせよ、これ申請要件として今こう出てきてるわけなんで、それはまた申請出てきてから、細かいパラスタとか、
0:41:57	なんかは確認はしますけど、
0:42:00	そういうようなところの扱いも含めて、多分個々の断層の端部どうするかも、細かいところ今検討中ということなんで、
0:42:08	そこら辺含めてそれは
0:42:11	申請までにはですね、
0:42:14	多分なり、どれを最後採用するかなりは、考えてもらえればと思いますけど。
0:42:19	連動のところを含めてよろしいですか。
0:42:28	次は今度、地震動評価津波評価ということで、
0:42:36	まずは卸近海断層体と結構断層体これは10月の会合でも、
0:42:43	位置付けですかね例えば23ページで言うと、
0:42:49	卸近海断層だと結構断層太鼓01なんで、これは検討用地震としては、
0:42:58	選ばれますと。
0:43:01	ツシマ南西沖断層群と第1ゴトウ田井の連動は一応見通しとしては検討ですね選ばれ、
0:43:08	ないと思いますというのは、見えて、
0:43:12	これは一部の、
0:43:15	周期0.
0:43:17	34秒ぐらいのところ若干上尾山ミナミに少し近い手技はありますけど、
0:43:22	よくいろんな周期とかも含めると、さらに当然竹木場があるわけで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	これは検討地震としては選定しなされない。
0:43:31	と。
0:43:32	はい。
0:43:33	パラスタなんかはこれは細かいところは、
0:43:37	当然ながらまた、申請が出てきたら見るとして、
0:43:42	そうすると、田所シマ金海田里家 5 断層体の連動は、これも会合で見せ、30 ページですかね一番近いもので、
0:43:55	Ss値のEW方向に若干近い。
0:44:00	けれどもこれは超えてこない。
0:44:04	ということですかね。さらにSSに何でこっちだ竹木場ですかね。
0:44:10	その周期はもうSs1 を超えるようなところにさらにありますけど、Ss1 を超えてこないと。
0:44:17	いうところはこれは前回の会合から変わっらないですよ、多分ここは。はい。
0:44:23	よろしいですかね。
0:44:25	基準地震動の方には影響しない。
0:44:29	見込みですと、
0:44:31	津波評価が 35 ページからで、
0:44:37	これも、御社の場合、アベの予測式で 1 メートル以上なんで 36 ページこれは当然超えてきて残りますと、
0:44:46	37 ページが、
0:44:50	これが基準津波の時の、
0:44:55	これ、潮位変化
0:44:57	が朔望平均潮位 = 初期潮位 0 にしたプラマイ 0 にしたときの、
0:45:03	基準津波の
0:45:04	時の、取水ピット前面の上昇と、
0:45:10	取水口の下降ですかね。
0:45:13	ええ。
0:45:14	これー。
0:45:18	基準津波定義地点、
0:45:23	Dのっていうのは何かあるんですかね。これ、基準津波って本文上はT Pプラマイ 0、初期潮位 0 の、
0:45:30	と昨日定義位置で言った申請して、
0:45:35	ましたっけ、どっちで出してます初期潮位。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:38	まとめ資料を見ると基準津波策定位置及び時刻歴は形で、初期潮位プラマイ0で、
0:45:45	何メートルだこれ。
0:45:47	0点。
0:45:48	定義位置でプラスが推量所が0.64で、
0:45:53	追加コガ0.9253分。
0:45:57	ニシヤマ断層体。
0:46:02	まだ定義1、
0:46:04	は出してはいない。
0:46:11	九州電力の徳永です。基準津波策定値の数値自体は計算はオノでているんですけど、ちょっと今手元に数値を持ち合わせておりませんで、
0:46:22	ちょっと即答が今できない。
0:46:25	すいません。はい。あれ基準津波はこれ、どっちでもこの初期潮位プラマイゼロで出してますそれとも。
0:46:32	次のページの書記長様。
0:46:35	プラス1.31とか、マイナス0.98下、こっちでは、どちらも出して、うちも出してはいるんですけども、
0:46:45	わかりました。いずれにしてもこれ基準津波の時の、
0:46:49	ピット前面と取水口の下降水位ということで、はい。
0:46:53	これは前回の会合でも、特に第1ゴトウ体の方ですね、オノシマ金海断層とK5断層体はあまり、
0:47:02	超えてこないでしょうという話は聞いていて、
0:47:05	これがー
0:47:08	取水ピット前面がこれが、
0:47:13	滑り角30の上端深さ0のケース、これは結構効いてるんですかね。
0:47:19	5.45。
0:47:21	江本が、
0:47:23	2.32なんで、プラ数3メートルぐらいですか。
0:47:31	下降側が若干、ニシヤマ断層体のところを、
0:47:36	これ、Aマイナス1.64だったものがマイナス1.67若干足が出ますと。
0:47:42	はい。
0:47:44	そこから先は
0:47:46	うん。
0:47:47	少し上位変化とかさらにこれに、設計上の入力津波の扱ってというのは当然あると思うので、ある程度見込みということですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:57	これは
0:48:01	138 が町敷地前面取水ピット前面で
0:48:07	プラス 6.37 で 11 なんでもそれなりに余裕はありと。
0:48:14	取水工事の最低水位、
0:48:19	これも呑み口が下がる、下がるというかまで下がるようなものでもないですと、はい。
0:48:27	この辺りは設計側で扱う水位とか或いは詳細設計で使ってるその実際の評価値なんかと、
0:48:36	それとの関係というのはこれはまだ現段階ではという。
0:48:41	今後、
0:48:42	特にその耐津波設計の方の値というのは、これは申請までに準備しますというそういう状況ですかね。
0:48:52	はい。営業所電力の村上です。耐津波の方のいわゆる入力津波というところにつきましては今、我々の検討とあわせて検討中ですので、申請の時、
0:49:05	申請をもって、
0:49:08	今回を踏まえた評価ということでお示し、
0:49:11	がりをしたいというふうに思っています。
0:49:15	はい。特にちょっと主水路から入った先の値になると多分感度解析なり、その時の解析のばらつきなりを、
0:49:25	どう扱うかみたいなそういう、設計側の方の話なんですけど、そこまでの正確な値ではないけれども、一応おおよそこのぐらいの裕度なり、
0:49:36	はあると。
0:49:37	いうご説明ですかね。39 ページだったら 40 ページですかね。はい。
0:49:43	終わりました。
0:49:46	はい。46 ページのものはこれ、途中というか仮に第 1 ゴトウ隊単独で見ればということで当然これは、
0:49:55	許可の中に、副
0:49:57	飲み込まれるぐらいの、
0:49:59	規模ですというのは理解はしてますんで、
0:50:02	欲しいですカネコ裂特に津波評価側の対応。
0:50:16	欲しい。
0:50:20	39 ページ 40 ページも一応、これ体質な。
0:50:30	規制庁の名倉です。
0:50:33	ちょっと確認したかったのは 3940 ページのところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:38	ポンプ運転時ポンプ停止時、
0:50:41	っていうのは、これは、
0:50:43	循環水ポンプの。
0:50:46	十分運転条件、それとも、海水ポンプとかも運転条件いろいろあるんですけどそういったものを総合的に考慮してるのか、ちょっとこら辺の条件が、
0:50:56	よくわかる許可の時の、多分これ、
0:50:59	基準津波側に説明した安全評価内容だと思うんですけど、こら辺はちょっとどういうふうな
0:51:05	ポンプの運転条件なのかをちょっと教えてもらえますか。
0:51:20	逆成長の名倉です。
0:51:23	普通に考えたら
0:51:25	運転時、停止時の時の条件でこれだけ水に影響するということは基本的には循環水ポンプ、
0:51:34	なんですけど。
0:51:36	海水ポンプも運転台数とかいろいろ関係があるので、
0:51:40	布田おそらく許可の条件で行くときは一律に、
0:51:45	海水ポンプフルに運転させた場合の条件で、運転条件で最も厳しいものは入力津波とかそういったところの評価上、
0:51:55	間欠運転とか考慮した上での厳しい条件出すと思うんですけど、そういったところで理解はしてるんですけど、こら辺少しね、ですねちゃんと明記して欲しいなと思ひまして、
0:52:15	はい。九州電力の村上です。
0:52:19	すいませんちょっと詳細が今、きちっと正確にお答えできない部分がありますので、資料にはその辺りの条件記載をした上で、記載し、
0:52:30	記載をさせていただきたいと思ひますけれども、
0:52:35	循環水本
0:52:39	運転時、停止時は、当然その循環水ポンプが、
0:52:44	止まってる時と、動いてる時であと
0:52:51	各スリッドに、補機系のポンプというものもありますので宗のポンプが、
0:52:59	動いて動いてないというような条件を考慮して
0:53:04	運転時、停止時、それぞれ条件設定してるんですけども、ちょっとそのあたりきちんとわかるようにさせていただきたいと思ひます。
0:53:13	既設の名倉です。こら辺既許可と同じ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:18	ということをまず行った上で、既許可のときの条件ってのはこうですよっていうところはしっかり説明していただけたらと思います。
0:53:26	それでちょっとそもそもで申し訳ないですけど、
0:53:29	全体のかかる部分ですけど二つの資料、今回出されてきていて、
0:53:35	ちょっと
0:53:36	これ、どちらが本来の言い方なのかなって思ったんだけど、
0:53:41	枠囲みの範囲のところの、
0:53:44	公開できませんと言ってるところの観点、
0:53:48	等観点って書いて、こちら辺が機密上の観点。
0:53:52	片やでも片や商業上の観点と、
0:53:56	言い方を変えてるんだけど、
0:53:58	でも中身ワー
0:54:02	ラインナップ的に行ってしまったら、核物質防護の観点と、商業機密の観点
0:54:08	で従来からその二つがメインであって、ある一定の言い方をしてきたので従来と言い方を変える必要はないんじゃないかなと思ったんだけどその場合は、
0:54:18	どっちの言い方になるんですか。
0:54:25	まず今回、使い方を分けている趣旨のところを説明させていただきますと、まず今回
0:54:35	マスキングを、
0:54:36	かけているのが冒頭説明しました、防護所、今回の
0:54:42	取水ピットの水につきましては、防護上という
0:54:46	ではなくて、商業上のメーカーノウハウに当たると。
0:54:50	いうところと、もう1点今回マスキングをかけさせていただいているのが、
0:54:54	我々の資料で利用させている、他機関の方で取得された記録、こちらが先方の、
0:55:03	ルールのに従うと、公開できないということで、
0:55:07	資料のPSG001の方は、商業上の観点というのが、海水ポンプのところを指してまして、頭の中に、
0:55:17	音波探査記録、
0:55:18	の映画公開できないというところを含めた形で記載をさせていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:25	もう一方の記録集の方につきましては、商業上の観点というものはございませんで、
0:55:34	他機関の記録を利用させていただいていると。
0:55:38	いうところで機密上の観点ということで今回記載をさせていただいております。
0:55:44	規制庁名倉って、従来はどういうふうな言い方をしてたんですかってのがまず最初に質問したんですけど、もう、
0:55:53	藤。
0:56:08	前回の
0:56:11	基礎地盤の資料とかで言いますと、防護上の観点から、公開できませんということで記載をしております
0:56:21	規制庁の名倉です。ちょっと機密状とか、商業場って言ったら、わけわかんないので、
0:56:29	これ両方とも商業機密なんですよ。
0:56:33	一言で自分のイデてしまうと。うん。だから、そういう意味で用語はこういうふうにぶれないほうがいいしなんか、と統一的に区分を作られるのか。
0:56:43	もしくは従前の、
0:56:46	記載のところで頭入れとかなんか、従前とあんまり差がない中でも結局、核物質防護って言いつつ、
0:56:56	それ以外の商業機密っていうのもう多々あったと思いますのでそこは事例がナカ御社の場合事例がなかったのかもしれないんですけど、
0:57:06	ちょっとこら辺の書き方をですね今後ぶれないように、
0:57:10	何か区分を適切に設けて、
0:57:13	今後こういう場合はこうだっていう分類をちゃんと作った上で、
0:57:18	それに当てはめて記載をしてもらった方が安心感があるなっていうふうにちょっと思いました
0:57:24	以上です。
0:57:29	はい。京成の村上です。承知しました。
0:57:45	はい。
0:57:48	根井大井
0:57:57	を、
0:57:58	根井、すいません規制庁スズキですけども、
0:58:02	あとは今回冒頭 4 ページでコメント回答がこの三つではあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:13	前回の会合と同じものでも構わないので、ちょっとこの長期評価、御社の評価の全体像っていうんですかね前回会合でも、
0:58:22	応答の方に差分というかあの一覧の図というか一覧表みたいのについてたと思うんですけど、
0:58:28	それぞれのこれ、ここですって。
0:58:30	ちょっと全体像をですね、わかるように、
0:58:34	いただきたい。
0:58:37	金戸。
0:58:38	当然、ここに座っている人間はですね、全体の中のこの辺の話だとか、
0:58:45	この辺が重要なんだっていう話は当然理解はしてるんですけど。
0:58:49	当然ここで確認した結果なんかは、我々改めて委員会には報告しますので、
0:58:56	もっと全体像みたいな話は多分会合資料の冒頭の多分数ページぐらいのところにあっただと思いますので、
0:59:05	そのうちコメントとして、
0:59:07	出ているのがこの卸近海断層タイト警護断層体と第1号当貸。
0:59:14	事なので、
0:59:17	頭をちょっとそれは冒頭に今後、
0:59:22	市会合で、
0:59:24	確認する際にはですね、あらかじめつけておいていただきたいのと、あとはこれはもう前、重要な論点ではないので前回の会合でも、
0:59:33	指摘はしてないんですけど、今回の西地震本部2022を踏まえというところが両方ともコメント回答で、それを取り入れてという形になるんですけど、
0:59:44	ツシマヒガシ水道断層は、これ結局、
0:59:47	最後、
0:59:49	どっちだこれワー、御社でいうと泉原でしたっけ。
0:59:54	これは最終的には、
0:59:59	こちらの扱いは前回の会合だと、多分もともと直線端部評価できているので、
1:00:07	影響も実は小さいんだけども見直さないとっていたところは、これは、
1:00:13	いずれ多分これも申請書には多分敷地周辺の活断層って形で評価が出るので、
1:00:19	その扱って今、何か変えたりしてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:29	はい。九州電力の徳永です。間野ツシマ東野スズキさんから今、コメントいただいた通り地震動津波評価には影響がないな、
1:00:40	し影響はないだろうと考えている断層ではあるんですけども、
1:00:44	第1ゴトウたい。あと、吉岐と警固オノシマ金海断層その辺の
1:00:50	扱い、平仄も踏まえましてこのツシマヒガシ水道を最終的にどうするかというのを、今それを最終的に設置へ、
1:00:59	変更許可申請までに、パチッと固めようかなというところで、もともと当時では見直さないというふうにしてたんですけどそこも少し今流動的に今、社内の中で、扱いを、
1:01:10	検討しているというようなところでござい。
1:01:16	地震本部が評価したら必ずそれを長くしなきゃいけないとかそういうものでは必ずしもないので、はい、全然もうそこも含めて、
1:01:25	申請書、
1:01:27	常道を書くのかというところは、検討中と。はい。
1:01:31	会話しました。
1:01:33	あとワー真穴のそのあたり、申請書という形で、申請書類添付書類も含めて、
1:01:41	これ設計側も含めてですけど、整理しなきゃいけないので、その作業状況にもよるのでしょうかけれども、
1:01:49	特に現時点でわあ、申請いつぐらいというのは
1:01:57	わかりましたちょっと申請のところはその辺りの準備状況を見てからと。
1:02:01	いう場マナベの状況は理解しました。
1:02:05	よろしいですか九州電力の方からも何か確認あれば、こちらからも。
1:02:11	よろしいですか。
1:02:13	はい。そうしましたら、確認の面談の方は、
1:02:18	終了したいと思います。
1:02:21	なのでちょっと先ほどの非公開の範囲のような説明であったり、少しSE計算ですかね。
1:02:30	条件だったり、或いはちょっと冒頭に、今回、長期評価との差分ってことで、これ過去の会合資料と同じものですけど、全体図を付けてもらうような、
1:02:40	少しこういう呉ところの適正化はしていただくと。
1:02:43	ということで、いずれにしてもどこか公開の場で議論を確認議論ということでさせていただきたいと思います。よろしければ、以上で面談を終了します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:55	よろしいですか。はい。お疲れ様でした。
---------	---------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。